

通所介護・地域密着型通所介護・

認知症対応型通所介護・指定相当通所型サービス

1 法令順守

介護保険制度は、保険料と公費を基礎とした財源により、要介護状態となった高齢者が、住み慣れた地域での生活を続けることができるよう、必要なサービスを提供して支える仕組みとなっています。

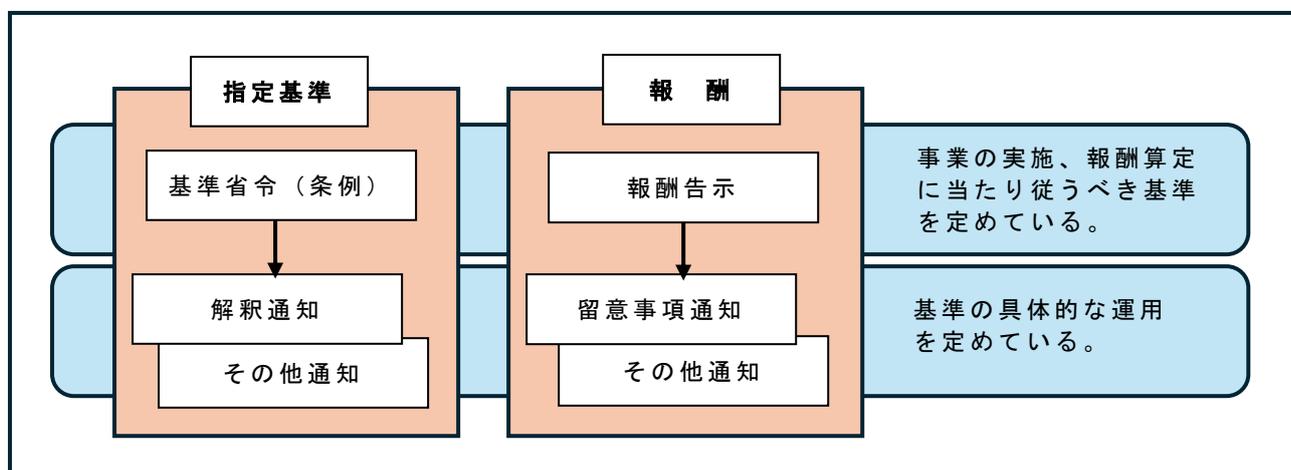
この趣旨に鑑み、適切なサービスの質を確保するため、介護サービス事業者（以下「事業者」といいます。）の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定基準」といいます。）及び報酬の算定要件等に関する各種基準や通知（以下「基準等」といいます。）が定められています。

事業者においては、これらの趣旨を御理解いただき、基準等について理解を深め、自主的に法令順守に努めながら適切な運営を行ってください。

(1) 基準等の構造

指定基準及び報酬の算定要件等に関する基準等は、次の図のような構造になっています。

基準等の要件を確認する際には、まず基準省令（条例）、報酬告示に定められた内容を御確認の上、各種通知を確認し、具体的な運用上のルールを把握してください。



(2) 事業者が満たすべき基準（指定基準）

【基準省令】

- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- ・ 介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める

基準について

※介護保険法において、指定基準は市町村の条例で定めることとされているため、旭川市の指定事業者にあつては下記の基準条例を御参照ください。

【基準条例】

- ・旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ・旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例
- ・旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ・旭川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

※総合事業については、市町村が要綱として定めることとされているため、旭川市の指定事業者にあつては下記の基準要綱を御参照ください。

【基準要綱】

- ・旭川市指定相当第1号事業等の人員、設備及び運営並びに指定相当第1号事業等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する要綱

(3) 指定基準の運用上の取扱い

【解釈通知】

- ・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
- ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
- ・介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について

(4) サービスに要する費用に関する単位数

【報酬告示】

- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- ・指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- ・介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準

(5) サービスに要する費用に関する運用上の取扱い

【留意事項通知】

- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意

事項について

- ・介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(6) 介護報酬（厚生労働省ホームページ）

厚生労働省において、介護報酬改定に関する通知、介護職員等処遇改善加算、算定構造の情報基準等の情報を掲載しています。

（URL）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/index.html

(7) 介護保険最新情報（厚生労働省ホームページ）

厚生労働省において、基準等の改正その他の通知が発出される際に、「介護保険最新情報」としてホームページ掲載されます。

（URL）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

(8) 介護サービス事業者向けトップページ（旭川市ホームページ）

旭川市の介護サービス、老人福祉法の事業・施設及び有料老人ホームに関するお知らせや各種手続きに関する情報を掲載しています。

事業の運営に当たっては、随時こちらのページを御確認ください。

（掲載箇所）

ホーム＞事業者向け＞健康・福祉・子育て・学校＞高齢者・介護保険＞申請・届出＞介護サービス事業者向けトップページ

（URL）

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sinseitodokede/d058547.html>

(9) 介護予防・日常生活支援総合事業（旭川市ホームページ）

総合事業に係る各種要綱、報酬に関する情報を掲載しています。

（掲載箇所）

ホーム＞事業者向け＞健康・福祉・子育て・学校＞高齢者・介護保険＞サービス事業者＞事業者向け情報（介護予防・日常生活支援総合事業）

（URL）

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sa-bisu/d083171.html>

2 指導事例

(1) 利用料

- ・運営規程に定めがない利用料を徴収していた。
- ・徴収している費用の科目と実際の内訳が乖離していた。
- ・教養娯楽費などを一律に徴収していた。

・利用者から徴収できる費用については基準条例等に定められていますので、これ以外を徴収しないように御注意ください。

・特に「その他の日常生活費」を徴収する場合は、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年老企第54号）に規定されているように、利用者又はその家族の選択により利用される次のものに限るようにご留意ください。

1 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用

2 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用

※サービス提供の一環として、利用者に一律に提供するものは対象外です。

(2) 利用者の状況の把握（アセスメント等）

・利用者の状況を把握（アセスメント等）を実施しないまま、通所介護計画等が作成されていた。

・利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画等を作成してください。また、モニタリングの結果については、介護支援専門員に交付してください。

(3) 生活相談員の配置

・生活相談員の配置がない日があった。

・単位の数にかかわらず、提供日ごとに、通所介護の提供している時間帯の時間数（提供時間数）に応じて、生活相談員を配置してください。

（例）サービス提供時間が8時間の日であれば、生活相談員の勤務時間が8時間必要となります。

(4) 個別機能訓練加算

・個別機能訓練計画の同意日が、提供開始日より後の日付になっていた。

・個別機能訓練計画を利用者の家族に郵送したが、計画期間の始期までに返送がなく、同意の確認もしていなかった。

・個別機能訓練計画について、計画期間（始期及び終期）が明確になっていなかった。

・個別機能訓練計画には、定めた訓練項目の実施に必要な1回当たりの訓練時間を考慮し適切に設定することとされているが、訓練時間が確認できなかった。

・個別機能訓練計画の作成に当たり、多職種が共同して作成していることが確認できなかった。

・居宅を訪問しての生活状況の確認について、利用者の拒否により実際に居宅内を確認せず、利用者からの聞き取りによって実施していた。

・居宅訪問において確認した生活状況について、適切に記録されていなかった。

・個別機能訓練計画の開始後に、利用者又は家族に対して個別機能訓練計画の進捗状況等を説明した記録がなく、実施の確認ができなかった。

- ・個別機能訓練加算（Ⅰ）口を算定する場合、専従の機能訓練指導を配置していない等、算定要件を満たしていないのに、個別機能訓練加算（Ⅰ）口を算定していた。

<ul style="list-style-type: none"> ・個別機能訓練計画について、必ず当該計画による機能訓練の実施前までに計画の内容を説明し、同意を得てください。 遠方の家族等に同意を得る必要がある場合等については、電話等で計画の内容を説明し同意を得た上で、その旨を支援経過等に記録してください。 ・計画の作成に当たって、または計画作成後3月に1回以上、必ず利用者の居宅を訪問し、居宅での生活状況等を確認してください。 玄関先のみ訪問し、聞き取りにより実施することでは要件を満たしません。
--

○個別機能訓練加算（Ⅰ）イ、（Ⅰ）口の概要

加算名	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	個別機能訓練加算（Ⅰ）口
機能訓練指導員の配置	1名以上 ※常勤・非常勤問わず、専従の機能訓練指導員1名以上。	2名以上 ※常勤・非常勤問わず、専従の機能訓練指導員1名以上。
	※イと口の併算定は不可。 口を算定する場合は、機能訓練指導員をサービス提供時間帯に配置することに加え、もう1名以上の機能訓練指導員を配置している時間帯に算定可能。	
機能訓練指導員の兼務	看護職員	看護職員として従事していない時間帯において、機能訓練指導員として勤務することは可。
	管理者	個別機能訓練加算の要件である機能訓練指導員と兼務することは認められない。 ※ただし、明確に勤務時間が区分けされている場合は可。
ニーズの把握・情報収集	事業所職員が利用者の居宅を訪問し、日常生活や人生の過ごし方についてニーズを把握するとともに、居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認。別紙様式3-1、3-2を活用。	
計画作成	把握したニーズや生活状況を参考に、機能訓練指導員等が多職種協働でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成する。通所介護計画と連動し、整合性を保つこと。別紙様式3-3を参考。 ○長期目標：以下のa～cをバランスよく含めて設定 a 体の働きや精神の働きである「心身機能」 b ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」 c 家庭や社会で役割を果たすことである「参加」	
個別機能訓練項目	利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定。訓練項目は複数種類準備し、その選択に当たっては利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助する。	
利用者又は家族への説明・同意	個別機能訓練計画については、利用者又はその家族に分かりやすく説明を行い、同意を得る。その際、個別機能訓練計画の写しを交付する。（電磁的記録でも可）	
訓練の対象者	5人程度以下の小集団又は個別	
訓練の実施者	機能訓練指導員が直接実施（介護職員等が補助するのは可）	
訓練時間	個別機能訓練計画を定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定する。※短時間の訓練は望ましくない。	
実施回数	生活機能の維持向上を図るためには計画的・継続的に個別機能訓練を実施する必要があることから、おおむね週1回以上の実施が目安。	
進捗状況の評価	3か月に1回以上実施し、利用者の居宅を訪問した上で、居宅での生活状況を確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の目標の見直しや訓練項目の変更等を行う。 ※利用者等に対する説明は、テレビ電話等を活用して行うことも可能。ただし、個人情報の取扱いに留意し、利用者の同意を得る必要がある。	

- ・個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示については「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（介護保

険最新情報 Vol.1217・令和6年3月15日付)も併せてご確認ください。

○一体的サービス提供加算（指定相当通所型サービス）

従前の選択的サービス複数実施加算が令和6年度報酬改定により廃止となり、一体的サービス提供加算が新設されました。算定要件は次のとおりです。

目的	当該加算は、運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施することにより、要支援者等の心身機能の改善効果を高め、介護予防に資するサービスを効果的に提供することを目的とするものである。なお、算定に当たっては以下に留意すること。
算定要件	以下の要件を全て満たす場合、一体的サービス提供加算を算定できる。 1 栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスの要件を満たした上で、これらの加算に係る届出を行っていること。 2 利用者が指定相当通所型サービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けていること。 3 栄養改善加算・口腔機能向上加算を算定していないこと（当該利用者に対し）。
算定に当たって留意すること	1 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスの取扱いに従い適切に実施していること。 2 運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施するに当たって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討すること。

(5) 口腔機能向上加算

- ・口腔機能改善管理指導計画を作成する場合は、複数の職種が共同で作成することが必要であるが、共同で作成したことが確認できなかった。
- ・利用者ごとの口腔機能に関する記録が不十分であった。
- ・口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができるとされているが、3月ごとの評価の記録が保存されておらず、口腔機能向上サービスの継続が必要であることが確認できなかった。

・口腔機能改善管理指導計画を作成する場合は、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して作成することが必要です。口腔機能向上加算を算定する際は、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（介護保険最新情報 Vol.1217・令和6年3月15日付）の様式6-4を参考に改善状況の問題点やモニタリング等についての記録の整備等を行うことが必要です。また、口腔機能の評価の結果、引き続き算定する場合も3月ごとに口腔機能の評価をしてください。

なお、口腔機能向上サービスの提供に当たっても、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（介護保険最新情報 Vol.1217・令和6年3月15日付）を併せてご確認ください。

(6) サービス提供体制強化加算

- ・サービス提供体制強化加算の算定要件について、毎年度確認していなかった。
- ・算定要件の確認について、実績ではなく、計画で行っていた。

・職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除

く)の平均を用いることとされており、事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出することとされています。

毎年加算を算定する場合は、所定の割合を維持しなければならないことから、その割合については毎年度確認の上で記録を残してください。

(7) 入浴介助加算

- ・入浴介助に関する研修について、欠席者に対して内容を周知した等による研修を行った記録が確認できなかった。

・入浴介助加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を算定する場合、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修(入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を取得する機会を指す)を行う必要があります。

具体的には、脱衣、洗髪、洗体、移乗、着衣など入浴に係る一連の動作において介助対象者に必要な入浴介助技術や転倒防止、入浴事故防止のためのリスク管理や安全管理等が挙げられますが、これらだけに限るものではありません。

なお、これらの研修においては、内部研修・外部研修を問わず、入浴介助技術の向上を図るため、継続的に研修の機会の確保をしてください。

(8) 運動器機能向上サービス(指定相当通所型サービス)

・指定相当通所型サービスにおける運動器機能向上サービスについては、令和6年度介護報酬改定において、基本サービスに包括されました。

指定相当通所型サービスの提供に当たっては、以下を踏まえて必ず実施してください。

- ・運動器機能向上サービスについて、通所介護計画等と別に計画を作成する必要はありませんが、実施内容、達成状況等が確認できるように記録してください。

【通所型サービスの意義について】(総合事業留意事項通知)

指定相当通所型サービスの基本報酬においては、入浴介助及び運動器機能向上サービスの実施に係る費用が包括評価されているところであり、指定相当通所型サービスは、基準告示第47条に定めるとおり、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものであることを踏まえ、サービスの実施に当たっては以下の点に留意すること。

1 入浴介助は、利用者自身で又は家族等の介助によって入浴ができるようになることを目的として行うこと。この際、利用者の状態や、当該利用者が日頃利用する浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を確認し、これを踏まえて、利用者が日頃利用する浴室に近い環境で行うことが望ましい。

2 運動器機能向上サービス(利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものをいう。)は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業

療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、かつ、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を1名以上配置し、国内外の文献等において介護予防の観点から有効性が確認されている手法等を用いて行うこと。

(9) 宿泊サービス

- ・ 宿泊サービスについて、運営規程を定めていなかった。
- ・ 宿泊サービスの責任者を定めていなかった。

・ 宿泊サービスについて、運営規程を定める必要があります。

・ 宿泊サービスについて、宿泊サービスの従業者の中から責任者を定める必要があります。

・ 通所介護事業所等において、夜間・深夜の時間帯に利用者を宿泊させるサービスを開始する場合は、あらかじめ旭川市へ届け出が必要です。

宿泊サービスの実施を検討される場合は、「旭川市指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの届出に関する要綱」により基準等を御確認の上、指導監査課へ御相談ください。

(10) 運営推進会議（地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護事業所）

- ・ 認知症対応型通所介護事業所において、運営推進会議を開催していなかった。

・ 地域密着型通所介護事業所及び認知症対応型通所介護事業所の運営基準において、おおむね6月に1回以上、運営推進会議を開催することが規定されています。

・ 運営基準に基づいて運営推進会議を開催し、記録を作成するとともに、当該記録を公表してください。

【運営推進会議】

地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護事業所においては、運営基準において、運営推進会議の設置が規定されています。

運営推進会議は、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保することを目的として設置するものです。

ア 構成員

運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員又は地域包括支援センター職員、当該事業に知見を有する者です。

あらかじめ、それぞれに該当する構成員を選定し、開催する際は、全員に対し案内をしてください。

・ 事業所職員は要件である構成員ではありませんので、事業所職員のみで開催する会議は、運営推進会議とみなすことはできません。

イ 開催頻度

運営推進会議は、おおむね6月に1回以上開催してください。

ウ 会議の内容

運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議における評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けてください。

エ 記録及び公表

ウの報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表してください。

・運営推進会議の記録について、事業所又は法人のホームページへの掲載、事業所への訪問者が誰でも目にする場所に掲示する等により、利用者、利用者家族その他広く確認できるように公表してください。

○地域密着型サービス事業所における運営推進会議等については、概要、実施等をホームページに掲載しています。

詳細は、旭川市ホームページの以下の項目を御確認ください。

(掲載箇所)

ホーム>事業者向け>健康・福祉・子育て・学校>高齢者・介護保険
>申請・届出>地域密着型サービスの運営推進会議等及び外部評価

・ホームページにおいて、市への報告の記載がありますが、地域密着型通所介護事業所及び認知症対応型通所介護事業所について報告を求めておりませんので、適切に実施の上、記録及び公表をお願いします。

○新型コロナウイルス感染症に係る柔軟な取り扱いの終了

・感染法上における新型コロナウイルス感染症の2類から5類への変更に伴い、運営推進会議等の開催に関する柔軟な取扱いは終了しました。

新型コロナウイルス感染症を理由とした、運営推進会議等の文書による報告、延期、中止について、特例による開催とは認められませんので、御留意ください。

当該事業所における感染症の発生等によりやむを得ない場合は、書面による開催が可能ですが、その場合は事前に書面で意見等を得る必要があり、会議の事後報告は書面開催とみなされないため、御留意ください。開催要件を満たす場合は、開催したものとして取り扱います。

※柔軟な取り扱いが終了していることに鑑み、安易に書面開催とせず、まずは開催日程を変更する等、極力集合形式での開催に努めた上で、やむを得ないと判断した場合のみ書面開催としてください。

(担当)

旭川市福祉保険部指導監査課介護担当

電話：0166-25-9849

Eメール：shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp